独 立 役 員 届 出 書

1．基本情報

会社名	株式会社きんでん	コード	1944
提出日	2024/5/31	異動（予定）日	2024/6/25
独立役員届出書の提出理由	第110回定時株主総会に社外役員の選任議案を付議するため。		
☑ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）			

2．独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	鳥山　半六	社外取締役	○													○		有
2	髙松　啓二	社外取締役	○													○		有
3	森川　桂造	社外取締役	○													○		有
4	相良　和伸	社外取締役	○													○		有
5	小久江　晴子	社外取締役	○													○		有
6	武藏　扶実	社外取締役	○													○		有
7	吉岡　雅美	社外監査役	○													○		有
8	鎌倉　利光	社外監査役	○													○		有
9	長　　勇	社外監査役	○													○		有

3．独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	該当事項なし	鳥山半六氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはないが、企業法務に精通し、弁護士としての豊富な経験や幅広い知識と見識を活かして当社の経営に適切な助言をいただけると判断して社外取締役に選任している。また利益相反関係に関する独立役員の資格を充たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものとして独立役員に指定している。
2	該当事項なし	髙松啓二氏は、近鉄グループホールディングス株式会社の代表取締役副社長を経て、株式会社近鉄百貨店の代表取締役社長及び代表取締役会長として、両社の経営全般の舵取りを担い、企業価値向上に尽力された。その優れた知識と見識を活かして当社の経営に適切な助言をいただけると判断して社外取締役に選任している。また利益相反関係に関する独立役員の資格を充たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものとして独立役員に指定している。
3	該当事項なし	森川桂造氏は、コスモ石油株式会社の代表取締役社長を経て、コスモエネルギーホールディングス株式会社の代表取締役会長を務められ、両社の経営全般の舵取りを担い、企業価値向上に尽力された。その優れた知識と見識を活かして当社の経営に適切な助言をいただけると判断して社外取締役に選任している。また利益相反関係に関する独立役員の資格を充たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものとして独立役員に指定している。
4	該当事項なし	相良和伸氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはないが、建築学の専門家として長年教育・研究に携わり、その後、職業能力開発大学校校長として実践的な技術者の育成に尽力された。専門分野における幅広い知識と見識並びに人材開発・育成に対する高い知見を活かして当社の経営に適切な助言をいただけると判断して社外取締役に選任している。また利益相反関係に関する独立役員の資格を充たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものとして独立役員に指定している。
5	該当事項なし	小久江晴子氏は、三井化学株式会社における国内外の営業、また、サプライチェーンマネジメント、CSR、広報、IR、海外事業の責任者を務められた。これらに関する豊富な業務経験と幅広い知見を活かして当社の経営に適切な助言をいただけると判断して社外取締役に選任している。また利益相反関係に関する独立役員の資格を充たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものとして独立役員に指定している。
6	該当事項なし	武藏扶実氏は、蝶理株式会社における海外事業に長年携わり、2018年からは同社子会社である蝶理（中国）商業有限公司の董事長（兼）総経理を務められた。海外事業における豊富な経験とグローバル経営の知見を活かして当社の経営に適切な助言をいただけると判断して社外取締役に選任している。また利益相反関係に関する独立役員の資格を充たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものとして独立役員に指定している。
7	該当事項なし	吉岡雅美氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはないが、税理士としての財務・会計及び税務に関する幅広い知識や税務行政機関での豊富な経験を活かし、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行していただけると判断して社外監査役に選任している。また利益相反関係に関する独立役員の資格を充たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものとして独立役員に指定している。
8	該当事項なし	鎌倉利光氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはないが、企業法務に精通し、弁護士としての豊富な経験や幅広い知識と見識を活かし、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行していただけると判断して社外監査役に選任している。また利益相反関係に関する独立役員の資格を充たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものとして独立役員に指定している。
9	該当事項なし	長勇氏は、株式会社椿本チエインの代表取締役取締役会長兼最高経営責任者（ＣＥＯ）を務められ、その経営者としての豊富な業務経験並びに経営全般に関する優れた知識と見識を活かし、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断して社外監査役に選任している。また利益相反関係に関する独立役員の資格を充たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものとして独立役員に指定している。

4．補足説明

（社外役員の独立性判断基準）
　当社は、会社法上の要件に加え、当社独自の「社外役員の独立性判断基準」を策定し、独立社外取締役及び独立社外監査役の選任にあたっては当人が以下のいずれにも該当しないことをもって一般株主との利益相反が生じるおそれのない独立性を有した者であると判断する。

Ａ．当社及び当社の連結子会社（以下「当社グループ」という。）を主要な取引先*1とする者又はその業務執行者*2
Ｂ．当社グループの主要な取引先又はその業務執行者
Ｃ．当社の主要株主*3又はその業務執行者
Ｄ．当社グループの主要な借入先*4及び主幹事証券会社の業務執行者
Ｅ．当社グループが議決権ベースで10%以上の株式を保有する企業等の業務執行者
Ｆ．当社グループの顧問弁護士及び会計監査人である監査法人に所属する公認会計士
Ｇ．上記Ｆ以外で、当社グループから役員報酬以外に多額*5の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
Ｈ．当社グループから多額の寄付を受けている者*6
Ｉ．当社から役員を受け入れている他の会社の業務執行者
Ｊ．最近*7においてＡからＩのいずれかに該当していた者
Ｋ．次の（Ａ）から（Ｄ）までのいずれかに掲げる者（重要でない者*8を除く。）の近親者*9
（Ａ）現在又は最近においてＡ、Ｂ、Ｆ又はＧに掲げる者
（Ｂ）きんでんの子会社の業務執行者
（Ｃ）きんでんの子会社の業務執行者でない取締役
（Ｄ）最近において前（Ｂ）、（Ｃ）又はきんでんの業務執行者に該当していた者
Ｌ．前各項の定めに関わらず、その他、一般株主との利益相反が生じ得る特段の事由が存在すると認められる者

*1　「主要な取引先」とは、過去３事業年度のいずれかにおいて、当該取引先との年間取引金額が、当社グループの年間連結売上高（当該取引先にあっては当該取引先の年間連結売上高）の一定の割合を超える取引先をいう。
*2　「業務執行者」とは、業務執行取締役、執行役員その他の使用人をいい、非業務執行取締役及び監査役は除く。
*3　「主要株主」とは、過去５事業年度末のいずれかにおいて、議決権ベースで10%以上を保有する株主をいう。
*4　「主要な借入先」とは、当社グループが借入れを行っている金融機関であって、その借入金残高が直近の当社事業年度末現在において一定の基準を超えるものをいう。
*5　「多額」とは、過去３事業年度のいずれかにおいて、当社グループが提供を受けた役務への対価が、一定の額を超えるものをいう。
*6　「多額の寄付を受けている者」とは、当社グループから過去３事業年度の平均で一定の額を超える寄付を受けている者をいう。なお、当該寄付を受けている者が法人又は組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者のうち当該寄付に関わる研究、教育その他の活動に直接関与する者をいう。
*7　「最近」とは、過去３年以内をいう。
*8　「重要でない者」とは、各会社・取引先の取締役、執行役、執行役員及び部長格以上の業務執行者又はそれらに準じる権限を有する業務執行者のいずれにも該当しない者をいう。
*9　「近親者」とは、配偶者及び二親等内の親族をいう。

以　上

※1　社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
※2　役員の属性についてのチェック項目
　　a.　上場会社又はその子会社の業務執行者
　　b.　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
　　c.　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
　　d.　上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
　　e.　上場会社の兄弟会社の業務執行者
　　f.　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
　　g.　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
　　h.　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
　　i.　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
　　j.　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
　　k.　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
　　l.　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
　　以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
※3　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
　　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
※4　a～ｌのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
※5　独立役員の選任理由を記載してください。